

2. 法務局における自筆証書 遺言の保管制度の創設 (遺言書保管法：2020.7.10施行)

1. 法務局における自筆証書遺言の保管制度の創設（遺言書保管法：2020.7.10施行）

自筆証書遺言を作成した方は、法務大臣の指定する法務局に遺言書の保管を申請することができます。

遺言者の死亡後に、相続人や受遺者らは、遺言書を保管している法務局で、

- ・遺言書が保管してあるかどうか調べること（「遺言書保管事実証明書」の交付請求）、
- ・遺言書の写しを請求すること（「遺言書情報証明書」の交付請求）ができ、
- ・また、法務局において遺言書を閲覧することもできます。

＊遺言書保管制度に保管されている遺言書については、**家庭裁判所の検認が不要**となります。

2. 自筆証書遺言の課題と保管制度

(1) 自筆証書遺言の課題

- ① 遺言書が紛失・亡失するおそれがある。
- ② 相続人により遺言書の廃棄，隠匿，改ざんが行われるおそれがある。
- ③ これらの問題により相続をめぐる紛争が生じるおそれがある。

(2) 対応策（法務局で保管する利点）

- ① 全国一律のサービスを提供できる
- ② プライバシーを確保できる
- ③ 相続登記の促進につなげることが可能

(3) 効果

- ① 遺言書の紛失や隠匿、改ざん等の防止
- ② 遺言書の存在の把握が容易

3. 手続きの流れ

- (1) 自筆証書遺言に係る遺言書を作成する
法定記載事項を確認しながら、遺言書を作成する
- (2) 遺言保管申請ができる場所を決める
 - ① 遺言者の住所地
 - ② 遺言者の本籍地
 - ③ 遺言者が所有する不動産の所在地
のいずれかを管轄する保管所
- (3) 申請書を作成し、申請日を予約する
 - ① 申請書に必要事項を記入する（様式は法務局HP又は窓口）
 - ② 保管申請日の予約をする

(4) 保管の申請をする

以下の書類を持参し、予約した日時に遺言者本人が、遺言保管書に行く

- ① 遺言書（ホッチキス止めはしない。封筒は不要）
- ② 申請書（あらかじめ記入）
- ③ 添付書類（本籍の記載のある住民票：作成後3カ月以内）
- ④ 本人確認書類（有効期限内のいずれか）
マイナンバーカード、運転免許書、運転経歴証明書、旅券、乗員手帳、在留カード、特別永住証明書等

(5) 手数料

1通につき3,900円（必要な収入印紙を手数料納付用紙に貼る）

(6) 保管証を受け取る

手続き終了後、遺言者の氏名、出生の年月日、遺言保管所の名称及び保管番号が記載された保管証を受け取る。

遺言書の閲覧、保管申請の撤回、変更の届をするときや、相続人などが遺言書情報証明書の交付申請をするときに、保管番号があると便利。